

2010 年度前期労使関係論 A 試験問題(担当：小畑史子)

1 次の問いに、理由を 10 行以上で法律学的に論じつつ解答しなさい。

X らは、企業の新人研修などに用いられる Y 合宿センターに雇用されている設備メンテナンス担当スタッフで、Y 合宿センター内の巡回監視、設備の整備等の業務に従事していた。

Y 合宿センターの就業規則には、「職員の就業時間は原則として 1 日労働 7 時間、休憩 1 時間とする。ただし、業務の都合により 4 週間を通じ、1 週平均 38 時間以内の範囲で就業させることがある。」との定めがあったが、各週、各日の所定労働時間の特定に関する定めはなく、業務の都合により任意に労働時間が変更されていた。

X らは毎月数回、午前 8 時 30 分から翌朝の 8 時 30 分までの 24 時間勤務に就いたが、その間合計 2 時間の休憩時間のほか、午後 10 時から午前 6 時までの連続 8 時間の仮眠時間が与えられた。仮眠時間中、X らは仮眠室に待機し、電話の接受等を行うとともに、非常ベルが鳴る等した場合には直ちにその場所に赴き、所定の作業を行うこととされていたが、そのような事態が生じない限り睡眠をとってよいとされていた。

X らの賃金は月給制であるが、Y 合宿センターは、24 時間勤務の仮眠時間につき原則として宿泊手当(3000 円)を支払うのみで所定労働時間に算入せず、労働協約・就業規則所定の時間外手当および深夜手当の支給対象にもしていなかった。ただし、仮眠時間中に突発業務が発生した場合について残業申請をすれば、実作業時間に対し時間外手当および深夜手当が支給された。

X らは、仮眠時間であってもそのすべてが労基法上の労働時間に当たると考え、これに対する時間外手当および深夜手当の支払を Y 合宿センターに求めたが、Y 合宿センターは、仮眠時間は労働時間とは言えずそれについて賃金を支払う義務はないし、変形労働時間制により 1 週平均 38 時間以内の範囲で就業させているので時間外労働は存在しない等と反論した。そこで X らは時間外割増賃金および深夜割増賃金を請求する訴えを提起した。この請求は認められるか。



2 次の(1)、(2)、(3)のうち 2 つを選び、5 行以上で法律学的な説明を加えなさい。解答用紙には選んだ 2 つの番号を忘れずに記入しなさい。

- (1) 継続雇用制度
- (2) 就業規則違反の労働契約の効力
- (3) 年次有給休暇の時間単位取得の要件